**第一種貯蔵所軽微変更概要書（一般則・液石則）**

1. **変更の目的**

*（例）LPガス貯蔵設備の蒸発器に付属する調整器が老朽化しているため更新します。*

1. **製造するガス名**

*（例）LPG、液化酸素*

**３．変更の内容**

*（例）大臣認定品に取り替えます。*

*なお、取替えにあたっては溶接・切断等の現場施工を伴わない取替え工事になることから、軽微な変更の工事としています。*

**４．処理能力・貯蔵量**

**各貯蔵設備に係る貯蔵量**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 設備名・ガス種 | 変更前（kg・㎥） | 減少分（kg・㎥） | 変更後（kg・㎥） |
| *（例）LGC容器・窒素* | *1,000kg* | *－1,000kg* | *０kg* |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
| 合　 計 |  |  |  |

**５．省令で定める技術上の基準とそれに対応する事項**（添付資料等にまとめること。）

**６．その他 特記事項**（特段の事情があれば記載すること。）

*（例）配管の変更にあたって、溶接・切断等の現場施工を伴いますが、管認定試験者が行う管認定工事であることから軽微な変更の工事としています。*